

# 自然科学研究機構生理学研究所双方向型連携研究（MR I）推進委員会規則

平成27年4月1日

生研規則第1号

## （設置）

第1条 自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）の磁気共鳴画像装置（MR I）を用いた双方向型連携研究によるヒト高次脳機能の解明に関する研究を推進するため、自然科学研究機構生理学研究所双方向型連携研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員15名以内をもって組織する。

- 一 研究所の研究教育職員 6名以内
- 二 研究所の職員以外の学識経験者 7名以内
- 三 その他研究所長が必要と認めた者 若干名

2 前項第二号及び第三号の委員は、研究所長が委嘱する。

## （任務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 磁気共鳴画像装置を用いた双方向型連携研究によるヒト高次脳機能の解明に関する研究の推進に関すること。
- 二 ヒトを対象とする磁気共鳴画像装置を利用した実験（以下「実験」という。）に係る計画及び安全性確保の審査に関すること。
- 三 実験の使用条件に関すること。
- 四 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- 五 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- 六 その他実験の安全性確保に関する必要な事項。

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号委員のうちから、所長が指名した者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、第2条第1項第2号委員のうちから、委員長が指名し

た者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、研究所長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和3年10月29日から施行し、令和3年9月24日から適用する。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。